

## 米谷出張所だより

米谷出張所は、岩手県境から分流施設上流までの北上川を管理しています。  
ここでは、出張所管内での様々な活動をお知らせいたします。



河川敷で伐採した樹木の無償提供を行います。  
～伐採した樹木を燃料用に使用できます～



河川内の樹木は、洪水時に流れの支障となったり、河川巡視の際の視野も遮られ、河川管理上の問題となります。このため、北上川の樹木伐採を継続的に実施しており、今年度についても、令和5年1月より伐採を開始し、終了いたしました。

周辺にお住まいの方々、河川敷等ご利用の方々、ご理解・ご協力ありがとうございました。

## 【提供時期・提供時間】

★提供期間は、3月20日（月）から。平日のみ行います。

★提供時間は、午前9時から午後4時までです。

※提供は、先着順で、なくなり次第終了となりますので、ご了承ください。

## 【提供場所】

★裏面に記載の箇所で提供を行います。

（場所がわからない場合は、米谷出張所までお越しください）



## 【伐採木の状態】

★伐採木は、太さ：直径10.0～20.0cm程度、長さ：1.0m程度の状態に切断済みです。

## 【提供量】

★提供量については、1回につき軽トラック1台分（約0.8m<sup>3</sup>）とします。

## 【提供方法】

★事前予約が必要です。

予約の連絡先：(株)いのまた 0220-42-2163

★提供場所まで引き取りにきていただき、別添様式（注意事項）に氏名、連絡先、利用目的を記載し、担当者の指示に従って積み込み、運搬を行ってください。

※当方では、積み込み補助は行いません。事故のないよう十分に注意してください。



## 【注意事項】

- ★引き取った木の利用は、**薪等の燃料としてのみ消費される方に限定**し、転売等営利目的として使用することを禁じます。また、引き取り後は最後まで責任をもって使用し、不法投棄等をしないでください。
- ★積み込み・運搬時において散乱防止に努め、通路等に散乱させた場合には、責任をもって回収してください。
- ★運搬にあたり、車両を堤防斜面へ乗り上げてはいけません。堤防を損傷させた場合は、補修費を負担していただくことがあります。
- ★積み込み・運搬時の事故及び引き取り後の使用における事故等については、国土交通省は一切責任を負いかねますのでご了承ください。



## 提供場所



登米市中田町浅水地内 北上川右岸36.8k付近『巻ヤード』



## 【注意事項】

- 【個人情報の保護】本申込書で得た個人情報は、伐採木の適正な管理のため必要とするものであり、それ以外の目的には使用しません。
- 引き取った木は、燃料としての利用に限り使用できます。きのこ原木や菌床用培地には使用できません。
- 引き取った木は、転売等営利目的に使用することを禁じます。
- 堤防上や河川敷上の通路での作業となる場合には、他の方の通行の支障にならないようにしてください。また、積込・運搬時については、事故の無いように十分注意してください。
- 万が一、事故が発生した場合は、管理している出張所へ至急連絡を入れてください。
- 積込・運搬時においては、木の散乱防止に努め、通路に木を散乱させた場合には、責任を持って回収してください。
- 車両への車載については、道路交通法を遵守してください。

軽トラックの例 最大積載長さ；車両長さの1割まで 最大積載幅　；車両幅まで 最大積載高さ；2.5mまで
--

- 走行中等の荷崩れ防止のため確実な積付け・固縛を行い、安全輸送に努めてください。
- 木の運搬にあたっては、堤防保護のため、車両を堤防斜面へ乗り上げてはいけません。堤防を損傷させた場合、補修費を負担していただくことがあります。
- 提供者間のトラブルについては、当事者間で解決願います。トラブルがあった場合、お引き取りいただきます。
- 上記、積込・運搬時の事故および引き取り後の使用における事故等については、国土交通省は一切責任を負いません。
- 1回の提供量は、軽トラック1台程度の量とします。軽トラック以外の大きな車両で来られた場合は、軽トラック1台程度の量を積み込み後、列の最後尾に並び直して下さい。良識ある対応をお願いします。

上記注意事項に基づき申し込み、木を利用することを確約します。

令和　　年　　月　　日

住　所：\_\_\_\_\_

氏　名：\_\_\_\_\_

電話番号：\_\_\_\_\_

利用目的：　　まき　・　木炭　　（どちらかに○）